

大口町告示第77号

大口町母子通園事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月11日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町母子通園事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町母子通園事業実施要綱（平成18年大口町告示第36号）の一部を次のように改正する。

第12条中「1組400円」を「1組（対象児童1人につき保護者1人）400円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。